

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月9日（火） 9時53分～12時26分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	清田委員、千田委員、三上委員
労働者委員	遠藤委員、片山委員、小西委員
使用者委員	鈴木委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 少し早いですが皆様おそろいになりましたので、ただ今から、第2回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、金子委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 では、この後の進行につきまして、千田部会長にお願いいたします。 ○千田部会長 各委員の皆様、本日の審議につきましてもよろしくお願いいたします。 それでは、議題に入りたいと思います。 議題については、前回の引き続きとなりますが、議題（1）「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。 前回、8月22日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。	

前回のそれぞれの御意見としまして、労働者側委員は、「物価高騰が続いており、物価を反映した実質賃金は5か月連続下がり続けている中で賃金の伸びが追い付いていない状態である。また、生産年齢人口が減少していく中で、優秀な人材の確保・定着が引続き当該産業の維持・発展にとって重要な課題であり、それに見合う水準として、引続き地賃よりも優位性のある特定最低賃金の水準維持が必要である」と考える。

また、今年の連合兵庫の春闘で製造業が得た平均 5.18%の賃上げの実現を輸送用機械器具製造業に関わる未組織労働者に波及させることにより、輸送用機械器具製造業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定や経済の好循環の流れにつながるものと考えられることから、特定最低賃金の改正決定は必要である。」ということでした。

一方、使用者側委員は、「昨今、高い水準で賃上げが進んでいる。地域別最低賃金の引上げも大きく、一部の特定最低賃金は地域別最低賃金に飲み込まれている。労働市場の柔軟化も考え、特定最低賃金制度の意義について見直す議論が必要だ。業界の労働力の成熟化、魅力づくりの観点では理解するが、中小企業は賃上げに限界がきており引上げが難しいことから、改正決定の必要はない。」ということであり、労使の意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思ひます。

前回同様、最初に労使それぞれでの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

では、10 分程度でお願いします。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○千田部会長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側それぞれで輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それでは労働者側委員からお願いします。

○小西委員

小西の方から表明します。

先般の必要性審議において使用者側より必要性なしとのことで、その理由の一つとして、昨今の賃上げが高水準と認識にある中で、中小企業の賃上げには限界にあると表明されております。

そうした中で、「通常の事業の賃金支払い能力」に関しては、基幹労連の調査によると、法人企業統計調査において、労働分配率は高まっておらず、利益剰余金はどの規模を見ても上昇傾向にあるとのことであり、最低賃金においても改定が可能と受け止めています。

そのもとで、最低賃金の改正審議の必要性について、改めて表明しますと、足もとの状況、産業情勢でありますとか、人材確保、春闘結果として、改正してきた昨年と大きく変わらない環境にあると思います。

例えば、第1回の専門部会で提示された「令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果」の15ページに示される「地域別最低賃金及び特定最低賃金の特性値一覧」において、輸送用機械器具製造業では第1・二十分位数これは下位5%ですが、第1・二十分位数から中位数までのすべての区分において前年より増加しており、最低賃金近傍で働く労働者にも同様に前年からの賃金改定が必要と考えます。

それに、春闘回答の状況では、「人への投資」、「物価上昇への対応」等を求め、使用者側もそれに答えて、引き続き高水準での回答が示された組合も多くありました。同産業の最低賃金近傍で働く労働者にも、最低賃金の改定により「人への投資」、「物価上昇への対応」が組織労働者と同様に図られると共に、同産業への人材の確保・定着、生活の安定にもつなげていきたいと考えております。

最後に、特定最賃は、地域別最賃とは異なり、「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの」として、労使のイニシアティブにより設定されております。現行の1,126円は、これまで培われてきた当該産業の労使関係における真摯な議論により積み上げられてきた証しとして、極めて重たいものと認識しております。

兵庫県輸送用特定最低賃金の改正は、兵庫県に集う私たちの産業が、さらに魅力あるものとなり、発展できるよう、技術・技能の伝承、人材の確保・定着などに繋げていくものと考えており、引き続き、当該産業労使の真摯な議論を積み上げていきたいと考えております。よろしくお願いします

以上です。

○千田部会長

それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

○鈴木委員

では、使用者側の意見を述べさせていただきます。

まず、労働側から労働分配率、利益剰余金という話がありましたが、企業は運営するに当たって、利益剰余金はプラスの時もあれば、マイナスの時もあり、それを永続的にプラスにしていくのが企業の使命であると考えております。剰余金が常にプラスであるとは考えにくいと思っております。その中でこの輸送用機械器具製造業というのはもう成熟産業で、社会全体で最賃を上げる必要性に関してしっかりと議論しないといけないと思う一方で、先程労働側から人への投資というところですが、労働側からと

いうよりは今や経営者側が考えないといけないもので、将来の収益につながるか、ここはこの法律で決められている特定最賃という仕組みではなく、経営者自身が考えなくてはいけない課題だと考えており、この特定最賃という制度による賃上げというのが必要かどうか疑問に残るところです。特定最賃について、一歩出過ぎた話かも知れませんが、我々の成熟産業ではなく、本当に必要なエッセンシャルワーカーへの導入をきっちり考えていくべきではないかという意見も出ています。

また、最低賃金で働く労働者は総じてフルタイムだけではなくて、パート従業員とか、いわゆる一定の扶養に入っている、配偶者の扶養に入っている方もいらっしゃると思います。その方々においては、103 万円、130 万円の壁がある中で、その限度においてしか働けないという中で、特定最賃の上昇というのは経営にとっての一つの足かせになります。例えば、今回地賃が兵庫県は 64 円上がっておりますが、これが年間にしてどれくらいの労働時間に換算できるかというところ 103 万円をキャップとすると年間 50 時間の労働時間を削減しなければいけなく、昨年まで出来ていたものを落とさないといけないという現状があり、そこに関しては生産に対する考え方にも影響が出るということがあります。ともすると、現行の輸送用の 1,126 円は改定される地賃よりも上回る状況であるとする、今回については必要性というところに関しては見送ってもいいのではないかというのが使用者側の主張になります。

以上になります。

○千田部会長

労使それぞれの意見をまとめますと、労働者側は改正の必要性はある、使用者側は改正の必要性はないということで、現状においては、労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

別室へお願いします。

(別室にて公使協議、その後公労協議、労使協議)

○千田部会長

審議を再開します。

労使協議の結果を教えてください。

○鈴木委員

労使での話し合いを続けて参りました。労働側の意見も聞きまして、使用者側としてはその意見に対して 100%理解したというところではありませんが、今回については必要性ありということで最後、結論を出しました。

○千田部会長

ありがとうございます。労側から何か補足はありませんか。

○労働側委員

ありません。

○千田部会長

ありがとうございます。

労使の御意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月15日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める。」との結論に至った、ということを確認いたしました。

では事務局は、その内容で専門部会報告及び答申文についてそれぞれの（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、別室に移動し、報告書案・答申文案を作成。）

○千田部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい、報告文案を読み上げます。

令和7年9月9日
兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。
委員の名前の読み上げにつきましては省略させていただきます。

以上です。

○千田部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい、答申文案を読み上げます。

令和7年9月9日
兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口隆英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○千田部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（千田部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交。）

○岡本労働基準部長

ありがとうございます。

○千田部会長

続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととなります。

そのため、次回の日程ですが、今回は9月25日、木曜日、午後3時からの開催でお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○千田部会長

では、今回は9月25日、木曜日、午後3時からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、引き続き公開したいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○千田部会長

それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

千田 直毅

小西 啓介

松岡 直哉